

NPO 法人

# うえるかむ

権利擁護サポートセンター船橋

## 通信



第10号 平成24年3月28日発行

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス2階)

船橋法典駅下車徒歩8分 / IP 電話 050-34969981 - / Mail ; [welcome@welcome.ocn.ne.jp](mailto:welcome@welcome.ocn.ne.jp)

ブログ : <http://welcome.blog.ocn.ne.jp/>

### ありがとう！「NPO 法人うえるかむ」一周年

「うえるかむ」が NPO 法人格を取得して間もなく1年になろうとしています。

「うえるかむ」開設に伴い、改めて保護者の方々の想いを知り、お手伝いをお引き受けしてみたものの何もかもが初めての事ばかり、あっという間の1年でした。

法人格取得後から賛助会員の募集を始め、今年度は 71 名の方が賛助会員に。団体会員としては、ゆたか福祉苑とけいようの保護者の方々に加入していただくことができました。

ありがとうございました。

4 月から新年度がスタートしますが、新年度も今年度以上にPR活動に努め、140 名の方が参加し大盛況だった「春よこい！フェスティバル」のように親子で参加出来る楽しい企画や勉強会、懇談会などを通して「うえるかむ」を知って頂き、小さな心配ごと等があった時に利用してもらえる身近な「うえるかむ」を目指して行きたいと思っております。

今年度賛助会員になられた方は是非、新年度も継続的なご支援をお願いしたいと思います。

(尾村明子)

### 「春よこい♪フェスティバル」が大成功に終わりました！



お客様に  
おこしい  
いただき、一  
緒に歌い  
踊り、楽し  
いひと時  
を過ごし  
ました。

平成24年2月18日、船橋市高根台公民館で「春よこい♪フェスティバル」が育成会との共催で行われました。事前申し込みがあった140名の

### 権利擁護漫画 ウエルちゃん 原案・赤津&原画・武藤

#### No.5「遺言書を書く前に・・・」



はじめまして、  
弁護士  
の岩田です



遺言書  
をどう書い  
てよいのやう？



ええっ!?



① うえるかむの顧問弁護士に岩田さんが決まりました。理事会でご挨拶をされました。

② この日、相談者の方がいらっしやいました。障書を持ったお子さんへの相続と、遺言書の書き方等の相談を受けました。

③ それから数日後、この相談者の方が亡くなられたと、ご近所の方が、ポストに入っていた封筒の宛先を見て「うえるかむ」に連絡をしてくださりました。

④ 遺言書を書かずに亡くなられた相談者の親戚の方々と話し合い、うえるかむが今後の事を、お手伝いすることに決まりました。

## [わかりやすい成年後見制度]第四回(全六回)

社会福祉士・うえるかむ理事 小藤武樹氏

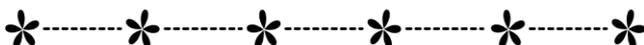
### どのような種類が？

皆さんこんにちは。小藤です。お元気ですか。今回は「成年後見制度にはどのような種類があるのか」を説明します。紙面の関係で将来に備える目的の“任意後見制度”は割愛します。市販の衣類には“L”、“M”、“S”のサイズが表示されています。同じように成年後見制度も利用者の求め（判断能力）に合わせ、①後見、②保佐、③補助の3種類（類型）があり、①後見とは全ての判断を成年後見人に委ね、②保佐は重要事項に限り、③補助はその重要項目をさらに絞り込みます。要は判断能力の不足度合いから、この3類型を使い分けています。

さて成年後見人等とはどのような支援をするのでしょうか。前に物の売り買いなどの“お互いの意思の合致”にもとづく行為を“法律行為”と説明しました。①後見では成年後見人が全ての法律行為（食料、日用品の購入などの日常生活に関する行為は除きます）を本人に代わって行います。言い換えれば、被後見人（本人）は法律行為ができません。やっても無効です。②保佐では重要な法律行為（民法第13条第一号で定める）に限り、保佐人が本人の法律行為に同意し、あるいは取り消します。また、本人の同意があれば、代理権を付れたり、他の行為を追加することも可能です。最後に③補助ですが、保佐の項目のさらに一部に絞込みます。まとめますと後見類型では本人が結んだ契約は無効、即ち、最初から契約がないものとされ、他方、保佐と補助は後見人等の同意がなくても契約は有効です。それゆえ、不利な契約であれば、相手に通知して取り消さねばなりません。

判断能力の不足した方には何が必要でしょうか。本人が生活して行く上でお金は最も大切です。そこで、最初に①“財産管理”が考えられます。本人がその人らしく暮らすためには、各種契約、費用の支払い、サービスも必要ですね。つぎに本人の心身の状態や生活状況を見守ることも欠かせません。これらを②“身上監護”、③“身上配慮”と言います。日々の生活には④介護や買物、掃除、洗濯などの⑤家事介助サービスも必要になります。成年後見人はこれらの中で、①財産管理、②身上監護、③身上配慮に関わっています。④介護や⑤家事介助には直接的には関わりません。食事や入浴などの直接的なお世話“事実行為”はホームヘルパーなどの介護職が担当し、成年後見人はそれらに関する“契約”をします。それでは成年後見人が関わり難い（関わらない、関われない）ものをあげてみましょう。まずは本人が望まない健康診断の受診、入院、施設入所の契約など“身体的強制行為”、です。つぎに結婚・離婚や養子縁組など本人の戸籍（身分）に関する身分行為や遺言の作成など“一身専属権”に関する行為です。また、生命や身体に危険が伴う医的侵襲“医療行為”の同意もできません。しかし、精神保健福祉法では後見人または保佐人は「保護者として本人に治療を受けさせ、財産上の利益を保護しなければならない」と規定されています。第一順位の保護者として精神科への医療保護入院等に同意することが求められています。

(第5回につづく)



「うえるかむ」これからの予定

☆5月中旬に「家族支援ワークショップ」

千葉県育成会の《まんま隊》が来てくれます。まんま隊とは全日本育成会と千葉県育成会で養成されたフアシリテータ（進行役）の皆さんで結成しているチームです。

ぜひ、お楽しみご！

☆7月、障害者総合支援法について

☆来年？月、子どもの未来を計画表にして

みましよう（仮題）

いずれも日時会場は未定です。決まり次第お知らせいたします。ぜひご参加下さい。

船橋市手をつなぐ育成会の支援を受けています

困りごと  
何でも相談！

NPO法人うえるかむ権利擁護  
サポートセンター船橋

相談室毎週火曜日と

金曜日 10:00~15:00

電話 047-710-7046 又は 090-1217-3003 へ  
どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい  
内容によっては弁護士や社会福祉士が伺います。

NPO法人PACガーディアンズ  
船橋市成年後見支援センター

センター長 小川裕二氏（社会福祉士）

お問合せは (Tel) 047-407-4441

Eメール info@pacg.jp

JR または京成線 船橋駅 下車4分

成年後見制度に関する  
ご相談！